

在宅避難に備えましょう

地震が発生しても、自宅に倒壊の恐れがなく、周辺で延焼の危険性がない場合は、避難所への避難ではなく、自宅にとどまる在宅避難が有効です。

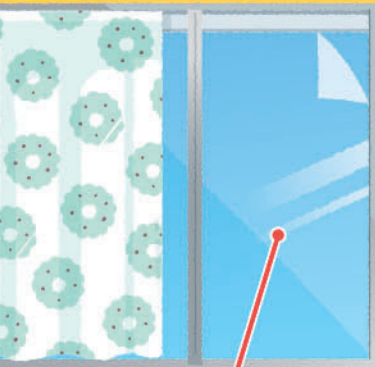
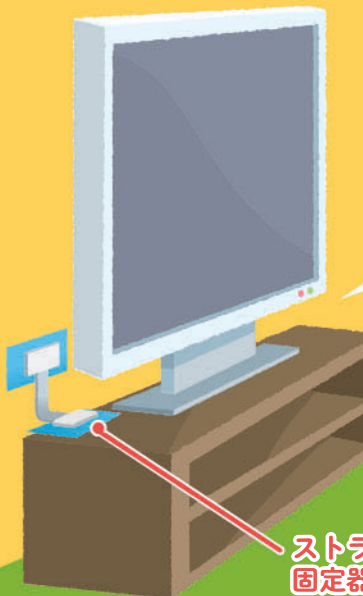
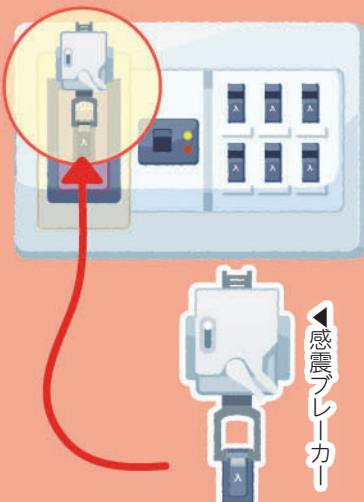
在宅避難は避難所での生活に比べ、プライバシーの確保がしやすく、感染症等の恐れも少ない避難方法です。

在宅避難に備えて、今一度、自宅内の災害対策を確認しましょう。

問合せ 指定があるもの以外は防災課防災管理係 ☎内線492

出火を防ぎましょう

地震により停電が起きた後、家電製品が引火物等に触れた状態で電気が復旧した際等に発生する火災を通電火災といえます。過去の地震では、発生した火災の半数以上が通電火災によるものでした。通電火災を防ぐためには、揺れを感知した際に自動的にブレーカーを落とし通電を遮断する「感震ブレーカー」の設置が効果的です。



家具類の転倒・落下を防ぎましょう

自分・家族の負傷の防止や円滑な避難、その後の在宅避難のためにも家具類の転倒・落下防止対策を行いましょう。壁と家具を接着させるL字金具等が最も効果的ですが、住宅の事情により難しい場合は、ボール式固定金具（突っ張り棒）等も有効です。



在宅避難を支援します

問合せ 防災課防災事業係 ☎内線418

感震ブレーカー等の設置工事・器具購入を助成

設置工事費	限度額	6万円（工事費の1／2） ※特例世帯の方は、限度額10万円（工事費の5／6）
器具購入費	限度額	5000円（購入費の1／2） ※特例世帯の方は、限度額1万円（購入費の10／10）

特例世帯の方には、簡易型感震ブレーカー等の無料配付も行っています。詳細は、お問い合わせください。

家具転倒・落下防止器具の設置工事・器具購入費を助成

設置工事費	限度額	1万円（工事費の1／2）※特例世帯の方は、2万円（工事費の10／10）
器具購入費	限度額	5000円（購入費の1／2）※特例世帯の方は、1万円（購入費の10／10）

対 象	区内在住の方
	特例世帯は、次のいずれかに該当する方 ▶65歳以上のみの世帯 ▶世帯全員が特別区民税・都民税非課税 ▶身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯

申請書の配布 区役所3階防災課（荒川区ホームページでもダウンロード可）

申込み ▶持参…申請書を、防災課防災事業係または各区民事務所へ
▶郵送…申請書を、〒116-8501（住所不要）荒川区役所防災課防災事業係へ

備蓄をしましょう

地震によって電気・ガス等のライフラインや物資の供給が止まった場合、食料・生活用品の確保が難しくなります。在宅避難に備え、生活に必要なものを「家族の人数×7日分」備蓄しましょう。普段から食料等を多めに購入し、日常的に消費しながら保存する「日常備蓄（ローリングストック法）」が効果的です。

避難所への避難に備えて非常持ち出し品も準備しましょう

日ごろから準備しておき、避難するときは持参しましょう。

日常備蓄リスト		※リストは一例です。家庭の状況にあわせて備えましょう
食 品 ・ 飲 料	●水（飲料水、調理用）	●無洗米、レトルト米
	●乾麺、即席麺	●缶詰（肉、魚、果物等）
	●野菜ジュース	●菓子類（チョコレート等）
生 活 用 品	●粉・液体ミルク、離乳食	●栄養補助食品
	●持病の薬・常備薬	●調味料（しょうゆ、塩等）
	●使い捨てカイロ	●ライター
災害時に特に必要なもの	●乾電池	●ごみ袋・大型ビニール袋
	●食品用ラップフィルム	※食器等に敷くと洗いのものを減らせませす
	●マスク	●ティッシュペーパー
	●トイレットペーパー	●ウェットティッシュ
	●生理用品	●おむつ、おしりふき
	●懐中電灯	●カセットコンロ
	●携帯トイレ	●充電式等のラジオ
	●モバイルバッテリー 等	



- 貴重品（現金、通帳等）
- 水・食料（飲料水、非常食等）
- 日用品（マスク、ティッシュ等）
- 衣類（靴下、着替え等）
- 医療品（常備薬、消毒液等）
- その他（ラジオ、モバイルバッテリー等）

9月・10月の日曜開庁日を変更します

区役所本庁舎のレイアウト変更工事に伴い、開庁日を9月27日(日)から10月4日(日)に変更します。詳細は、荒川区ホームページをご覧ください。

開庁日9月13日、10月4日・11日・25日の(日)

時 間午前9時～正午

場 所区役所本庁舎1・2階、南千住区民事務所

問合せ総務企画課企画係 ☎内線2113

令和2年度荒川区議会定例会・9月会議が開かれます

問合せ 議会事務局企画調査係 ☎内線3616

令和2年度荒川区議会定例会・9月会議は、9月10日(木)～10月9日(金)の会議期間で開かれる予定です。この9月会議では、区政全般にわたり、議員から区長等に対して一般質問が行われるほか、条例の改正や令和元年度決算等の議案を審議する予定です。

※本会議・委員会は音声のライブ配信を実施しています。詳細は、荒川区ホームページをご覧ください
※本会議の開始時間は、午前10時からです

区議会の委員会質疑をケーブルテレビで放送します

CATVマイチャンネルあらかわ(地デジ11ch)で、「決算に関する特別委員会」の総括質疑の模様を放送します。放送日時は、区報(7面参照)や荒川区ホームページ等でお知らせします。

「土地の細分化に対する規制」の素案を策定

市街地における土地の細分化による密集を防ぐため、新たに土地を分割して建築物を建てる場合の規制の導入を予定しています。

対象地域荒川区全域 ※防火地域かつ建ぺい率80%の地域で耐火建築物を建てる場合は除く

主な規制内容新たに土地を分割して建築物を建てる場合、1区画当たりの面積を60㎡未満にすることを不可とします。
※現在60㎡未満である土地での建て替え等は、新たに土地を分割しない限り可能です

施行開始日令和3年度中を予定

素案への意見を募集

素案の閲覧区役所北庁舎3階都市計画課、荒川区ホームページ

締 切9月30日(木)

意見の提出問合せ持参・郵送・ファクス・電子メールで、住所・氏名・電話番号・年齢・意見を、〒116-8501（住所不要）荒川区役所都市計画課都市計画担当☎内線2812 FAX(3802)0046 ☒toshikeikaku@city.arakawa.tokyo.jp